

平成 24 年 11 月 26 日発表

担当課：環境政策課

## (熊谷市) 記者クラブ取材情報

### 事業の名称等 メガソーラー等発電事業者の募集について (再生可能エネルギー普及推進事業)

1. 実施日時等 平成 年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分

2. 会場・主催地 \_\_\_\_\_

3. 主催者・関係者 \_\_\_\_\_

(1) 団体名等 \_\_\_\_\_

(2) 代表者名 \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_

4. 事業内容 市では、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による太陽光発電の普及拡大を図るため、市有施設等での発電事業者を公募する。対象施設等は、大里・妻沼・江南庁舎や小中学校などの屋上及び屋根と一般廃棄物最終処分場埋立完了地、調節池などの市有地である。

5. 目的・理由 快晴日数、日照時間に恵まれている本市の地理的特徴をいかし、積極的に家庭用の太陽光発電システムの普及を図っているが、さらに、固定価格買取制度による太陽光発電の普及拡大を目指す。

6. 経緯・経過 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づき、平成 24 年 7 月から固定価格買取制度がスタートした。この制度を活用し、市有施設で発電事業を行う事業者を募集し、再生可能エネルギーの普及拡大を図る。

7. 影響・効果 再生可能エネルギーの普及拡大と地球温暖化防止とともに、児童生徒への環境学習及び市有財産の有効活用などを図る。

8. この事業の実施による特記事項・PRポイント 太陽光パネル発電能力は、約 3～4 メガを目標とする。発電電力量は、約 300 万 kWh を目標とする。これは、約 900 世帯分の年間電気使用量に相当する。

平成 25 年 1 月公募開始予定

(1) 県内の状況

ア. 県内で初めて イ. 県内で 番目

(2) 他市が実施している事業に比べて本市の特色 \_\_\_\_\_

・他市と同じ

※ 資料の有無 (  有 ・  無 )

担当者 環境政策課 石井 茂、秋山光太郎

連絡先 TEL 048-536-1547

# メガソーラー等発電事業者の募集について

(再生可能エネルギー普及推進事業)

平成24年11月26日  
環境部環境政策課

# 事業目的

- 再生可能エネルギーの普及拡大
- 地球温暖化対策
- 地域経済活性化
- 市有財産有効活用 など

# 候補施設

## ・ 屋根(屋上)貸し

- ◇スペース確保(建築面積原則1,000㎡以上)
- ◇新耐震基準適合(昭和56年以降建築)



しぼりこみ

- ◇20年間大規模改修予定なし
- ◇施設利用・安全上の検討 など



約20~25施設

施設決定(12月上旬)

## ・ 土地貸し

- ◇㍉級の発電可能な面積
- ◇20年間以上形質の  
変更等の予定なし
- ◇施設利用・安全上の検討



- ・一般廃棄物最終処分場埋立完了地  
(善ヶ島約1ha)
- ・新奈良川調節池(3か所 約12.3ha)  
(※1)



施設決定(12月上旬)

(※1)面積は法面等を除く。

# 事業効果

## (1) 再生可能エネルギーの普及拡大

①太陽光パネル発電能力(目標) 約3,000kw(3メガ)～約4,000kw(4メガ)

②発電電力量(目標) 約300万kwh/年以上

※約300万kwh/年＝約900世帯分の年間電気使用量に相当

## (2) 温室効果ガスの削減

CO2排出削減量(目標) 約1,100t-CO2/年以上

## (3) 省エネ効果

屋根を太陽光パネルで覆うことにより遮熱効果が期待できる。

## (4) 使用料等

①屋根使用料・土地貸付料

②固定資産税

③除草委託料の軽減

## (5) 市内産業の活性化

## (6) 情報発信

快晴日数日本一の優位性を生かし、太陽光エネルギー導入を促進し、CO2削減を図る。

# 事業概要

(20年間を予定)

土地・賃貸借契約(地方自治法第238条の4第2項)

屋根・行政財産目的外使用(地方自治法第238条の4第7項)

熊谷市



- ・屋根使用料・土地貸付料(プロポーザルにより決定)
- ・固定資産税

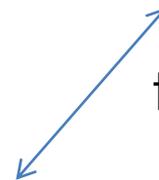
屋根貸しイメージ



事業者 (発電事業者)

経済産業省

協議(設備認定)



売電収入

系統連系  
受給契約

東京電力(株)

# 事業者の決定方法等

## 屋根貸し

- プロポーザル方式
- 市内企業優先  
(入札参加資格登録業者)

## 土地貸し

- プロポーザル方式
- 市内外を問わない

### 審査評価項目(選定委員会にて審査)

- ①事業者の実績
- ②システム内容
- ③メンテナンス体制
- ④使用料等
- ⑤社会貢献策・・・環境学習への取組等

# スケジュール(案)

時期	主な取組	
24/11月	議会説明 記者発表	
12月	施設決定など	
25/ 1月	募集開始	
2月	募集終了	審査・事業者の内定
3～5月	<p>           経済産業省            東京電力            施設管理者         </p> <p>           発電所の設備認定協議            系統連系協議            工事計画協議         </p> <p>事業者</p>	
6月	事業者として正式決定 協定書・賃貸借契約・行政財産使用許可	工事(約3ヶ月間+α) 施設によって工期は異なる。
9～11月(予定)	売電開始	

新奈良川  
第3調節池  
東別府1340-1

新奈良川  
第2調節池  
上奈良8-1

新奈良川  
第1調節池  
下奈良1367



一般廃棄物処分場  
埋立完了地(善ヶ島)  
善ヶ島3135

新奈良川第1調節池 下奈良1367 約2ha



新奈良川第2調節池 上奈良8-1 約3.8ha



新奈良川第3調節池 東別府1340-1 約6.5ha



一般廃棄物最終処分場埋立完了地 善々島3135 約1ha

